

ユニフォーム等への宣伝広告に関する取扱要領

公益財団法人 日本野球連盟

1. 取り扱い

公認野球規則1. 17の規定のとおり、競技用具には、それらの製品のための不適當かつ過度な商業的宣伝が含まれてはならないこととなっている。

ただし、下記のとおり、一部の用具については、日本野球連盟会長の承認を得て、企業や商品等の宣伝広告に類するロゴマークを貼付することができるものとする。

2. 公認野球規則どおり適用されるもの

用具	関連規則	備考
バット	規則1. 17 [付記] [注三] ① 日本野球連盟（社会人野球）内規2. (5)	
グラブ・ミット	規則1. 17 [付記] [注三] ③	
投手用グラブ	規則1. 15及び1. 17 [付記] [注三] ③ 日本野球連盟（社会人野球）内規3	
手袋・リストバンド	規則1. 17 [付記] [注三] ④	一箇所に限定
アンダーシャツ	規則1. 17 [付記] [注三] ②	大きさ 7平方センチ以下 ネック部分への商標表示は不可
ベルト・ソックス	規則1. 17 [付記] [注三] ②	
スパイクシューズ	規則1. 17	
捕手用具一式	規則1. 17	
エルボガード・レッグガード	規則1. 17	

3. 会長承認を要しないもの

ユニフォーム等（帽子、ストッキングならびにダッグアウトに持ち込むグラウンドコートやバッグ等を含む）及びヘルメットに貼付するロゴマークのうち、会長の承認を要せず認められるものは以下のとおりとする。

(1) 全チームに共通して認める。

チーム名、チーム章、都道府県名または都市町村名及びそれらの頭文字

(2) 会社登録チームに限り認める。

チーム企業名、チーム企業の社章、チーム企業関連ブランド名及びそれらの頭文字

(3) その他

① アンダーシャツのネック部分への表示

チーム名、個人名、背番号の表示は認める。

② 帽子への表示

チーム名、チーム名の頭文字、チーム企業の社章またはチーム章、都市町村名を正面以外に表示する場合は、帽子の左横又は、後方部分のいずれか1ヶ所とする。また帽子の鏝（つば）部分には、一切の表示はできないものとする。

③ ヘルメットへの表示

チーム名、チーム名の頭文字、チーム企業の社章またはチーム章、都市町村名、背番号の表示は認める。（個人名の表示は不可とする。）ただし、背番号を表示する場合は、後方部分のみに限定する。

4. 会長の承認を要するもの

ユニフォーム等（帽子、ストッキングならびにダッグアウトに持ち込むグラウンドコートやバッグ等を含む）およびヘルメットについては、会長の承認を得て企業や商品等の宣伝広告に類するロゴマーク等を貼付することができる。ただし、以下に記載の事項に留意するものとする。

- (1) ユニフォームに貼付できる場所は、胸部と左袖のみとする。左袖については、1箇所に限定し、その大きさは「縦40mm×横120mm」を超えないものとする。また、胸部については、表示するチーム名称等（背番号は除く）も含めて「縦300mm×横450mm」を超えないものとする。
- (2) 貼付するロゴマークは、全員が同じでなければならない。ただし、各競技者（監督、コーチ及び選手）の所属企業名を貼付する場合のみ例外として以下のとおりとする。
 - * 貼付場所は左袖に限定する。
 - * 「縦40mm×横120mm」を超えないものとする。
 - * 字体及び色調はすべて統一する。
- (3) 帽子への貼付は認めない。
- (4) ヘルメットに貼付する場合は以下のとおりとする。
 - * 左右どちらか一箇所に限定する。ただし、この場合、チーム名等の表示は正面部分のみとする。
 - * 貼付する全体の面積は48平方センチ(縦40mm以内、横120mm以内)を超えないものとする。
- (5) 背番号の上には選手の名前を入れることとする。ただし、ファミリーネーム(姓)としニックネームは認めない。
- (6) プレイに支障のある内容及びデザインは認めない。
 - * 光を反射させる素材によりプレイに支障があるもの
 - * 野球用ボールをかたどったり、連想させるような模様
 - * 内容やデザインが相応しくないと判断したもの
 - * その他プレイに支障があると判断したもの
- (7) 試合中のプレイで容易に欠落するような簡素な取り付け方法は避けること。
- (8) 主催者の決定により(各チームスポンサーとは別に)大会等に対する協賛(冠スポンサー等)や記念行事等のキャンペーンとしての統一ロゴマークを全(参加)チームのユニフォームにつけてもらうことがある。
- (9) 以下に関する広告表示については、日本野球連盟の自主規制の対象としている商品名等が含まれています。必ず、申請の前に確認をしてください。
 - ※ギャンブルに係る商品名（例：パチンコ、パチスロなど）
 - ※アルコール飲料及び煙草の商品名（未成年者に対する表示）

5. 不明な点、疑義がある場合は事前に日本野球連盟に照会し、必要があれば会長の承認を取り付けること。

以上

2000年	2月22日	理事会承認
2003年	5月29日	一部変更
2006年	8月24日	一部変更
2008年	1月1日	一部変更
2012年	2月1日	一部変更
2015年	7月17日	一部変更